訴状

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事部御中

原告訴訟代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金●万円

ちょう用印紙額 ●万●円

1. 請求の趣旨
	1. 被告は、原告に対し、●万円および、これに対する令和●年●月●日から支払い済みまで、年３分の割合による金員を支払え。
	2. 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

1. 請求の原因
	1. 被告の行為

　被告は、インターネットの「●」（以下「本件サイト」）にて、別紙投稿記事目録記載の閲覧用URLで表示されるウェブページにおいて、別紙投稿記事目録記載の投稿内容（以下「本件投稿」）を公開した（甲●：投稿内容、甲●：開示判決、甲●：開示書）。

　投稿日は、令和●年●月●日である。

* 1. 本件投稿による人格権侵害
		1. 同定可能性
		2. 社会的評価の低下
		3. 反真実性
		4. 結論

　したがって、本件投稿は原告の名誉権を違法に侵害する。

* 1. 無形損害
		1. 無形損害の意義

　本件の被侵害法益は人格権、人格的利益であり、基本的に損害は無形損害である。

　そして最判昭39・1・28（民集18巻1号136頁）は、「民法上のいわゆる損害とは、一口に云えば侵害行為がなかったならば惹起しなかつたであろう状態（原状）を(a)とし、侵害行為によって惹起されているところの現実の状態（現状）を(b)としa-b=xそのxを金銭で評価したものが損害である。そのうち、数理的に算定できるものが、有形の損害すなわち財産上の損害であり、その然らざるものが無形の損害である。しかしその無形の損害と雖も法律の上では金銭評価の途が全くとざされているわけのものではない。侵害行為の程度、加害者、被害者の年令資産その社会的環境等各般の情況を斟酌して右金銭の評価は可能である。その顕著な事例は判示にいうところの精神上の苦痛を和らげるであろうところの慰藉料支払の場合である。しかし、無形の損害に対する賠償はその場合以外にないものと考えるべきではない。そもそも、民事責任の眼目とするところは損害の填補である。すなわち前段で示したa-b=xの方式におけるxを金銭でカヴァーするのが、損害賠償のねらいなのである。」として、無形損害の考え方を示している。

* + 1. 無形損害の立証

　上記判例の調査官解説（最高裁判所判例解説民事編昭和39年度88頁）では、「判例が精神的損害の額は、その証明がなくても裁判所が諸般の事情を参酌して定めるべきであり（大判明34・12・20刑録7輯11巻105頁）、また裁判官の自由心証、自由裁量によって定めればよいから数額認定の根拠を示さなくてもよいとされる（大判明36・5・11刑録9輯745頁、同明43・4・5民録16輯273頁、同大3・6・10刑録20輯1157頁）」と説明されている。

　とはいえ、参酌される「諸般の事情」については主張が必要である。

* + 1. 本件における損害額算定の諸事情
		2. 損害額

　上記諸事情を参酌のうえで被告の不法行為がなかった状態に戻す（a-b=xの方式）とともに、低下した社会的評価を回復させ維持するための費用などを考えれば、無形損害は、最低でも●万円を下らない。

* 1. 有形損害
		1. 調査費用

　原告は、本件投稿の投稿者を特定するため、弁護士に発信者情報開示請求の手続を依頼し、着手金として税込●万円を支払った（甲●）。

* + 1. 相当因果関係

　発信者情報開示請求の着手金と不法行為との因果関係（いわゆる「調査費用」の問題）については、「インターネット上の電子掲示板に掲載された匿名の投稿によって名誉等を毀損された者としては、発信者情報の開示を得なければ、名誉等毀損の加害者を特定して損害賠償等の請求をすることができないのであるから、発信者情報開示請求訴訟の弁護士報酬は、その加害者に対して民事上の損害賠償請求をするために必要不可欠の費用であり、通常の損害賠償請求訴訟の弁護士費用とは異なり、特段の事情のない限り、その全額を名誉等毀損の不法行為と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。」とする裁判例がある（東京高判令和２年１月23日判タ1490号109頁）。

* + 1. 小括

　調査費用としての上記着手金は、「全額」が本件不法行為と相当因果関係にある。

* 1. 弁護士費用
		1. 小計

　上記の無形損害および、調査費用の有形損害の合計は、●万円、●万円の合計で、●万円である。

* + 1. 弁護士費用

　調査の結果、被告の住所氏名が判明したことから、原告は弁護士に依頼し本件訴訟に及んだ。そのため、上記合計額の１割にあたる●万円の損害を被った。

* 1. 小括

　無形損害、有形損害、弁護士費用を合計すると、損害額は●万円となる。

　そのため原告は被告に対し、同額につき、不法行為に基づく損害賠償請求権を有する。

* 1. 結論

　そこで、原告は被告に対し、民法７０９条、７１０条の不法行為に基づく損害賠償請求として、金●万円および、これに対する不法行為の日である令和●年●月●日から支払い済みまで、民法所定の年３分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

証拠方法

証拠説明書に記載

附属書類

１ 訴状副本 １通

２ 甲号証写し 各２通

３ 証拠説明書 ２通

４ 訴訟委任状 １通

（別紙）当事者目録

（別紙）投稿記事目録